

日医発第 47 号 (保 10)

平成 21 年 4 月 14 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人

材料価格基準の一部改正等について

平成 21 年 3 月 13 日付厚生労働省告示第 63 号をもって材料価格基準の一部が改正され、平成 21 年 4 月 1 日から適用されました。

今回の改正は、新規医療機器である「血管造影用シースイントロデューサーセット 遠位端可動型」について、新たな機能区分および保険償還価格が設定されたものであります。

また、同時に平成 21 年 3 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に行われた療養について、類似機能区分に基づく暫定価格で保険償還されておりました「アリスタ AH」(暫定価格：1 g 当たり 12,700 円、平成 21 年 3 月 11 日付日医発第 1152 号 (保 251) にてご連絡済み)に新たな機能区分および保険償還価格が設定されたものであります。

本改正により平成 21 年 4 月 1 日以降「アリスタ AH」は新たに設定された「151 デンプン由来吸収性局所止血材」を新たな機能区分とし、保険償還価格は 1 g 当たり 14,000 円となります。(なお、同告示中、「別表 VI」にかかる事項は歯科点数表関連のため省略。)

また、平成 21 年 3 月 31 日付保医発第 0331002 号厚生労働省保険局医療課長通知により、「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成 20 年 3 月 5 日付保医発第 0305005 号)が一部改正され、同じく平成 21 年 4 月 1 日から適用されております。

なお、「001 血管造影用シースイントロデューサーセット (5) 遠位端可動型」に該当する製品である「アジリス NxT イントロデューサー」(セント・ジュード・メディカル)および「151 デンプン由来吸収性局所止血材」に該当する製品である「アリスタ AH」(泉医科貿易)は、「医療機器の保険適用について」(平成 21 年 3 月 31 日付保医発第 0331004 号) (平成 21 年 4 月 1 日適用) (平成 21 年 4 月 14 日付日医発第 48 号 (保 11) をご参照下さい)にて、「新たな保険適用 区分 B」として保険適用されております。

つきましては、本告示・通知の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

さらに、新たな機能区分が設定されたことに伴い、同日付保医発第 0331001 号厚生労働省保険局医療課長通知により、「特定保険医療材料の定義について」(平成 20 年 3 月 5 日付保医発第 0305008 号)が一部改正され、同じく平成 21 年 4 月 1 日から適用されました。

本告示・通知の内容に関して、本会において別添 4 のとおり整理いたしましたので、ご参考に添付申し上げます。

なお、「アジリス NxT イントロデューサー」および「アリスタ AH」についての、今回の材料価格基準告示の改正部分および材料価格算定に関する留意事項つきましては、日本医師会雑誌 6 号に掲載を予定しております。

(添付資料)

1. 官報 (平 21. 3. 13 第 5030 号抜粋)
2. 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」の一部改正について
(平 21. 3. 31 保医発第 0331002 号厚生労働省保険局医療課長通知)
3. 「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について
(平 21. 3. 31 保医発第 0331001 号厚生労働省保険局医療課長通知)
4. 新たに機能区分及び価格が設定された医療機器 (日本医師会保険医療課)

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(告示)

○特定保険医療材料及びその材料価格
(材料価格基準)の一部を改正する
件(厚生労働六三)

○厚生労働省告示第六十三号

診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十一号)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。ただし、同日前に行われた療養に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十一年三月十三日

厚生労働大臣 舛添 要一

別表Ⅱ区分0001に次のように加える。

(5) 適位兼可動型

143,800円

別表Ⅱ区分に次のように加える。

151 デンデン由来吸収性局所止血材

1g当た914,000円

別表Ⅵ区分0006中「808円」を「638円」に改める。

別表Ⅵ区分0007中「794円」を「592円」に改める。

別表Ⅵ区分0008中「826円」を「624円」に改める。

別表Ⅵ区分0009中「715円」を「513円」に改める。

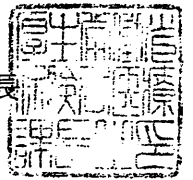


保医発第0331002号
平成21年3月31日

地方厚生（支）局医療指導課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



「特定保険医療材料の材料価格算定に関する
留意事項について」の一部改正について

標記については、「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成20年3月5日保医発第0305005号）により取り扱われてきたところであるが、今般、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（平成21年厚生労働省告示第63号）が公布され、平成21年4月1日から適用されることとされたことに伴い、同通知を次のように改正し、平成21年4月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対して周知徹底を図られたい。

記

Iの3の(1)を次のように改める。

(1) 血管造影用シースイントロドューサーセット

ア 血管造影用シースイントロドューサーセットの材料価格には、ダイレーター、カテーテルシース及びガイドワイヤーの材料価格が含まれ別に算定できない。ただし、ダイレーターのみ使用する場合は、ダイレーターとして算定する。

イ ペースメーカー用カテーテル電極用シースイントロドューサーセットは、血管造影用シースイントロドューサーセットの蛇行血管用として算定する。

ウ 胸水・腹水シャントバルブの静脈側カテーテル、腹腔側カテーテル及び胸腔側カテーテルを挿入するシースイントロドューサーは、血管造影用シースイントロドューサーセットの蛇行血管用として算定する。

エ 遠位端可動型は、経皮的カテーテル心筋焼灼術を実施する際に頻脈性不整脈の治療を目的として使用した場合に限り算定できる

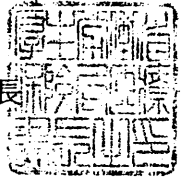


保医発第0331001号
平成21年3月31日

地方厚生(支)局医療指導課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

標記については、「特定保険医療材料の定義について」(平成20年3月5日保医発第0305008号)により取り扱われてきたところであるが、今般、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(平成21年厚生労働省告示第63号)が公布され、平成21年4月1日から適用されることとされたことに伴い、同通知を別紙のとおり改正し、平成21年4月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対して周知徹底を図られたい。

(別表) II の001の(2)及び(3)を次のように改める。

001 血管造影用シースイントロデューサーセット

(2) 機能区分の考え方

使用目的、使用部位及び使用方法により、一般用、蛇行血管用、選択的導入用（ガイディングカテーテルを兼ねるもの）及び、胸部大動脈用ステントグラフト用及び遠位端可動型の合計45区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① 一般用

次のいずれにも該当すること。

ア 血管造影等を行う際に使用するものであること。

イ ~~②及び③~~に④から⑤に該当しないこと。

② 蛇行血管用

次のいずれにも該当すること。

ア 大腿動脈・腸骨動脈の蛇行が著明な患者に対し使用する（薬液注入又は血栓吸引及び植込み式心臓ペースメーカー用リード、植込み型除細動器用カテーテル電極等を挿入するために使用するものを含む。）ものであること。

イ 次のいずれかに該当すること。

i シース有効長が20cm以上のもの又はシース有効長が20cm未満であるが、プリシェイプされているものであること。

ii ピールアウェイ機能（分割又は裂断することによりカテーテル等を留置した状態でシースの抜去が可能であること。）を有するものであること。

iii カテーテル挿入口を2個以上有するものであること。

iv 多側孔付（10孔以上）のものであること。

v マーカーを有するものであること。

③ 選択的導入用（ガイディングカテーテルを兼ねるもの）

次のいずれにも該当すること。

ア 主として、心房・心室の検査において使用するものであること。

イ シース有効長が40cm以上のものであること。

ウ プリシェイプされているものであること。

④ 胸部大動脈用ステントグラフト用

次のいずれにも該当すること。

ア 胸部大動脈用ステントグラフトを留置する際に使用するものであること。

イ クランプ可能なピンチバルブ部、挿入するデバイスの径に応じ付け替え可能なキャップ又はその他の処置中の過度な出血を抑える構造を有すること。

⑤ 遠位端可動型

次のいずれにも該当すること。

ア 心臓カテーテルを経皮的に心房・心室に挿入するために使用するものであること。

イ シース有効長が40cm以上のものであること。

ウ シースの遠位端が操作により180度以上屈曲する構造であること。

(別表)Ⅱの150の次に次のように加える。

151 デンプン由来吸収性局所止血材

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「吸収性局所止血材」であること。
- (2) 止血を目的として使用するデンプン由来の吸収性局所止血材であること。

新たに機能区分及び価格が設定された医療機器

1. 「血管造影用シースイントロデューサーセット 遠位端可動型」 143,800円

【販売名】『アジリスN Tイントロデューサー(セント・ジュード・メディカル)』

【薬事法承認番号：22000BZX01027000】

本製品については、平成21年3月31日付保医発第0331004号で保険適用されている。

平成21年3月13日 厚生労働省告示第63号(平成21年4月1日適用)

告示(材料価格基準)

(別表)

医科点数表の第2章第3部,第4部,第6部,第9部,第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格

001 血管造影用シースイントロデューサーセット

(1)一般用	4,140円
(2)蛇行血管用	5,140円
(3)選択的導入用(ガイディングカテーテルを兼ねるもの)	18,900円
(4)胸部大動脈用ステントグラフト用	28,800円
(5)遠位端可動型	143,800円

材料価格基準(平成20年3月5日付厚生労働省告示第61号)の別表に下線部を追加。

平成21年3月31日 保医発第0331002号(平成21年4月1日適用)

材料価格算定の留意事項

平成20年3月5日付保医発第0305005号の 3の(1)のウの次に以下のように加える。

診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項

3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い

(1) 血管造影用シースイントロデューサーセット

ア 血管造影用シースイントロデューサーセットの材料価格には、ダイレーター、カテーテルシース及びガイドワイヤーの材料価格が含まれ別に算定できない。ただし、ダイレーターのみ使用する場合は、ダイレーターとして算定する。

イ ペースメーカー用カテーテル電極用シースイントロデューサーセットは、血管造影用シースイントロデューサーセットの蛇行血管用として算定する。

ウ 胸水・腹水シャントバルブの静脈側カテーテル、腹腔側カテーテル及び胸腔側カテーテルを挿入するシースイントロデューサーは、血管造影用シースイントロデューサーセットの蛇行血管用として算定する。

エ 遠位端可動型は、経皮的カテーテル心筋焼灼術を実施する際に頻脈整不整脈の治療を目的として使用した場合に限り算定できる。

下線部追加

平成21年3月31日 保医発第0331001号(平成21年4月1日適用)

特定保険医療材料の定義

平成20年3月5日付保医発第0305008号の(別表)の001の(2)および(3)を下記のように改め、同(3)の次に下記のように加える。

(別表)

医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格

001 血管造影用シースイントロデューサーセット

(1) (略)

(2) 機能区分の考え方

使用目的、使用部位及び使用方法により、一般用、蛇行血管用、選択的導入用(ガイディングカテーテルを兼ねるもの)、大動脈用ステントグラフト用及び遠位端可動型の合計5区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

一般用

次のいずれにも該当すること。

ア 血管造影等を行う際に使用するものであること。

イ から に該当しないこと。

～ (略)

遠位端可動型

次のいずれにも該当すること。

ア 心臓カテーテルを経皮的に心房・心室に挿入するために使用するものであること。

イ シースの有効長が40cm以上のものであること。

ウ シースの遠位端が操作により180度以上屈曲する構造であること。

下線部追加等

2. 「デンブun由来吸収性局所止血材」

1 g 当たり14,000円

【販売名】『アリストA H(泉工医科貿易)』

【薬事法承認番号:22000BZX01241000】

本製品は、「医療機器の保険適用について」(平成21年2月27日付保医発第0227002号)(平成21年3月1日適用)にて、「新たな保険適用 C1」として保険適用されている。

本製品は平成21年3月1日から同年3月31日までの間に行われた療養については、材料価格基準の「106 微線維性コラーゲン」を類似機能区分として1 g 当たり12,700円で算定し、平成21年4月1日以降は、新たに設定される機能区分および保険償還価格が適用されることになっていた。

今般、新たな機能区分として「151 デンブun由来吸収性局所止血材」、保険償還価格として「1 g 当たり14,000円」が告示されたもの。

平成21年3月13日 厚生労働省告示第63号（平成21年4月1日適用）

告示(材料価格基準)

(別表)

医科点数表の第2章第3部，第4部，第6部，第9部，第10部及び第11部に規定する
特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格

001～150 (略)

151 デンブン由来吸収性局所止血材 1g当たり14,000円

材料価格基準(平成20年3月5日付厚生労働省告示第61号)の別表に下線部を追加。

平成21年3月31日 保医発第0331001号(平成21年4月1日適用)

特定保険医療材料の定義

平成20年3月5日付保医発第0305008号の(別表) の150の次に下記のように加える。

(別表)

医科点数表の第2章第3部，第4部，第6部，第9部，第10部及び第11部に規定する
特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格

001～150 (略)

151 デンブン由来吸収性局所止血材

定義

次のいずれにも該当すること。

(1) 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般名称
が「吸収性局所止血材」であること。

(2) 止血を目的として使用するデンブン由来の吸収性局所止血材であること。

下線部追加

(日本医師会保険医療課)